大規模改修工事に伴う利用制限について

令和7年度から令和9年度、施設の長寿命化を目的に大規模改修工事を行います。

工事期間中において、貸室(ホール・会議室など)が工事工程にあたらず、かつ、工事に伴う 騒音、振動、臭い等が問題にならない場合に限り、利用申請を受付けさせていただく予定です (貸室ごとに利用休止期間が異なります)。

また、利用申請時には、以下の内容について確認書をご提出いただきます。

大田区産業プラザ大規模改修工事期間における利用確認

- 1 大規模改修工事期間中につき、騒音・振動等が発生する場合があります。
- 2 工事の進捗状況により、やむを得ず利用日の変更をお願いする場合があります。
- 3 工事中は、駐車場、エスカレーターや通路等の利用制限が生じる場合があります。
- 4本改修工事期間中の施設利用に関わる損害賠償及び金銭的な補償は一切行いません。

[問合せ先]

(公財) 大田区産業振興協会 MICE・施設セクション 電話番号 03(3733)6477